

京都市病院事業条例の一部を改正する条例（平成17年9月30日京都市条例第20号）（京都市立京北病院）

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の一部の施行により介護保険法の一部が改正され、介護保険施設等における食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用（以下「食費等」といいます。）が施設介護サービス費等の対象から除外されることに伴い、従前のおり食費等を京都市立京北病院において提供している短期入所療養介護等に係る使用料の一部とするための規定整備をすることとしました。

この条例は、平成17年10月1日から施行することとしました。

京都市病院事業条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年9月30日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第20号

京都市病院事業条例の一部を改正する条例

京都市病院事業条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 京都市立京北病院においては、次の事業を行う。

- (1) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）
- (2) 老人保健法第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護（以下「指定老人訪問看護」という。）
- (3) 介護保険法第7条第8項に規定する訪問看護（以下「訪問看護」という。）
- (4) 介護保険法第7条第10項に規定する居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）
- (5) 介護保険法第7条第14項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）
- (6) 介護保険法第7条第23項に規定する介護療養施設サービス（以下「介護療養施設サービス」という。）

第4条第2項中「，老人保健法」を「若しくは老人保健法」に改め，「，指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第21号）」を削り，「より算定した額」の右に「又は次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる額」を加え，同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問看護 健康保険法第88条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額
- (2) 指定老人訪問看護 老人保健法第46条の5の2第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (3) 訪問看護及び居宅療養管理指導 介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は同法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (4) 短期入所療養介護 介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同法第51条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額又は同法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同法第61条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額
- (5) 介護療養施設サービス 介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同法第51条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(京都市立京北病院)